



災害補償課

自動車等損害見舞金事業の申請に関連して、これまであった問い合わせ、それに対する回答について、参考までに紹介して下さい。

自動車等損害見舞金は、消防団員等が災害活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を支給するものです。

自動車の範囲については、本人所有に限らず親族が所有しているものなども含まれます。

また、使用時の状況は、火災出動や水災害出動などがあり、損害の原因も接触、衝突、冠水など様々です。

実際に損害が発生し申請していただく際には、申請書のほかに修理の額を証明するもの、修理の内容を確認できるもの、破損箇所を確認できるもの（写真）などを添付していただいています。

お尋ねについてですが、これまで、事故（損害）が発生した際、申請する際に「この事故ケースは該当になるのか」、「揃えられない資料があるがどうすればよいか」などお問い合わせがありましたので、その内容についていくつかご紹介します。以下、その内容です。

Q1 自動車等損害見舞金の対象となる損害について、自費で修理をしてしまい、添付書類の一つである「自動車等の修理を要する部分（破損箇所）が確認できる写真」がない場合は、どのように申請すればよいか。

A 自動車等の損害が見舞金の対象となるものかどうかの事実関係を調査確認のうえ、写真に代わるものとして、本人の申し立て及び第三者（同僚団員等）の現認書を添付して申請していただくこととなります。

Q2 火災現場に自家用車で出動し現場付近に駐車して消防活動を行い、鎮火後、自家用車に戻ってきたら、当該車両が追突されていた場合どう証明をすればよいか。

A 自動車等に損害が生じた時、現認する者がいない場合、当該団員の申立書等を添付して申請していただくことになります。

Q3 当該損害を受けた自動車が全損あるいは、修理代金が高額にかかるため、修理せずに新車を購入することとなった場合の申請方法はどうすればよいか。

A 新車購入にいたる理由書、購入額を証明する書類（領収書等）及び当該自動車の修理した場合の見積書等を添付して申請していただくことになります。

Q4 見舞金の支給を受け取る時、任意に加入している車両保険からも別に保険金が支給されるケースがあるが二重払いになるのではないか。

A 車両保険の保険金と見舞金とは、その性格が異なるものなので、両者の間の調整はなく、損害額に応じた見舞金が支給されます。

Q5 団員同士で損害を起こした場合、（駐車中後ろから追突した等）両方の団員に対して見舞金は支払われるか。

A 駐車場所が合理的な場所であり、また当該行為が故意又は重過失によるものでない限り、原則として両方の団員に対して見舞金が支給されます。

Q6 単なる従業員の立場で会社の自動車等で出勤途上、損害を起こした場合、見舞金の支給は出来るか。

A 団員の所有する自動車に準ずるものとして「団員又は団員と生計を同一にする親族を取締役等とする法人の所有する自動車等」がありますが、質問のように団員が会社の単なる従業員である場合は、緊急出勤等に会社の自動車等を使用して損害を生じたとしても、見舞金は支給されません。

Q7 災害時出勤の場合のほかに、見舞金の対象となる場合はないのか。

A 災害時出動以外でも、「やむを得ず自動車を消防団等の活動に直接使用し、又は使用させた場合」に発生した損害についても対象としています。

例としては、次のようなケースが考えられます。

- ① 消防団等の公用車がないため、やむを得ず、団員の自動車等にスピーカーを積込み巡回広報活動中に損害を受けた場合
- ② 消防団等の公用車がなく、やむを得ず、操法大会等のために必要な資機材で、公共交通機関で運搬できないものを自動車等により運搬中に損害を受けた場合